

第4期

# 高浜市債権管理計画

(令和6年度～10年度)

～人と想いが つなぐつながる

しあわせなまち 大家族たかはま～

令和6年3月策定

高 浜 市



## 目 次

1	はじめに	1
2	債権管理計画をつくる意味	1
3	債権管理計画の期間	1
4	基本方針	2
5	各債権について	2
6	各債権の状況	6
7	第3期高浜市債権管理計画及び収納計画（令和元年度～令和5年度）の取組の成果と第4期高浜市債権管理計画（令和6年度～10年度）に向けての取組	
	市税	12
	住宅使用料	14
	保育料	16
	国民健康保険税	18
	介護保険料	20
	後期高齢者医療保険料	22
	下水道事業受益者負担金	24
	水道料金	26
	下水道使用料	28
8	おわりに	30



# 1 はじめに

本市の債権管理は、平成21年4月1日に制定した高浜市債権管理条例に基づき、第1期高浜市債権管理計画及び収納計画（平成23年度～平成25年度）、第2期高浜市債権管理計画及び収納計画（平成26年度～平成30年度）及び第3期高浜市債権管理計画及び収納計画（令和元年度～令和5年度）を策定し、計画的な催告や滞納整理の実施、適確な滞納処分や訴訟の提起を行いました。

一方、納付資力が無く徴収困難な案件等については、滞納処分の執行停止など債権の整理にも取り組んできました。

その結果、計画各期間における未納額の多くは、滞納繰越額の圧縮や収納率が向上を遂げるなど一定の成果を収めることができました。

本計画は、平成31年3月に策定した高浜市債権管理計画及び収納計画（令和元年度～令和5年度）を見直し、これまでの債権管理計画の実行と実績を踏まえ、さらなる市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平な行政の推進を図るため、令和6年度からの令和10年度までの5年間の債権管理体制の再編成を行います。

# 2 債権管理計画をつくる意味

債権管理計画は、高浜市が保有する各債権について、適正に管理し、効率的な回収に向けた取組みの基本的な考え方を示しています。この計画の内容に基づき、更なる収納率の向上を図り、税負担の公平性と財政の健全化を目指します。

# 3 債権管理計画の期間

【計画期間】 令和6年度～令和10年度の5年間

## 4 基本方針

各部局において自律的かつ持続的な債権管理を実施するため、以下の4つの柱の「基本方針」を策定し推進していきます。

1. 債権管理に関する事務は法令、条例等又は契約に基づいて適正に処理します

2. 債権管理に関する事務は、大多数の納期内納付者と一部の滞納者との公平性に留意して、財政上最も市の利益に適合するように処理します

3. 債権管理に関する事務は、数値目標や執行状況等を明確にし、効果効率的な事務手続を行います

4. 債権管理に関する事務は、庁内で危機意識を共有し、管理監督者による徹底した進行管理を行います

## 5 各債権について

### 【1】市税

市税は、前年の所得金額等に基づき計算し課税される個人市民税、土地・家屋などの固定資産を所有している者に対し課税される固定資産税、軽自動車や原付などを所有している者に対し課税される軽自動車税などがあります。

### 【2】市営住宅使用料

市営住宅を使用するにあたっての使用料で、入居者の資力及び住宅の立地や

間取り等により決定した金額で、必要に応じて入居者の実情による減免を行った額を家賃（市営住宅使用料）として、毎月末を納期限として徴収します。

### **【3】 保育料保護者負担金**

保育料保護者負担金とは、児童福祉法第 56 条 7 項に基づき、保育にかかる経費の一部を保育料として各家庭で負担していただくものです。0 歳から 2 歳児の保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者（父及び母または祖父母）の市町村税の所得割額及び課税の有無により算定します。なお 3 歳児から 5 歳児の保育料は無償です。

### **【4】 国民健康保険税**

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している被保険者が病気やけがをしたときの医療費の支払いに充てられる目的税です。

納税義務者は、個人ごとではなく、世帯ごとに世帯主の方となります。（世帯主自身が国保に加入していなくても、世帯の中に被保険者がいる場合は世帯主が納税義務者になります）

国民健康保険税は、医療分（基礎課税分）・後期高齢者支援金分（後期高齢者医療制度の支援分）・介護分（介護納付金課税分）の合算額です。介護分は 40 歳～64 歳の方が対象となります。

### **【5】 介護保険料**

介護保険の財源は、国や自治体の負担金と、介護保険被保険者に納めていただく保険料であり、それぞれ 50 パーセントずつでまかなわれます。

保険料の負担割合は、全国の 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の人口割合により、3 年ごとに決定され、第 8 期介護保険料は第 1 号被保険者が 23 パーセント、第 2 号被保険者負担分が 27 パーセントとなっています。

第 1 号被保険者の保険料は、市町村で賦課徴収し、住民税の課税状況や所得区分に応じ負担する仕組みとなっています。

## **【6】後期高齢者医療保険料**

国民皆保険制度により、75 歳以上の高齢者（一定の障害がある場合は 65 歳以上）は、各都道府県の広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入し、給付を受けます。

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが所得に応じて保険料を負担し、保険料額は愛知県後期高齢者医療広域連合により年度ごとに決定され、保険料率は 2 年ごとに見直しが行われます。

## **【7】下水道事業受益者負担金**

都市計画事業として施行する下水道事業のうち公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第 7 5 条の規定に基づき、賦課徴収する負担金です。

具体的には、下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者若しくは地上権者を受益者とし、事業を施行することが予定される区域に対し、賦課公告し徴収するものであり、賦課年度から5年間10期で納期が設定されます。

初年度の9月に1期(納期限：9月末日)と2期(納期限：3月末日)の納付書と9月末日までに10期全てを支払う納付書を送付し、10期全てを一括納付する場合は前納報奨金を差引いた額で支払いすることができます。

期別払いを選択した場合でも、毎年9月に1期分2期分の納付書と共に2年目であれば残り8期分、3年目は6期分、4年目は4期分、5年目は2期分の納付書を同封し、一括納付の場合は前納期数に応じた前納報奨金を差引きます。

## **【8】水道料金・下水道使用料**

市が経営する水道事業、下水道事業の使用料金です。

水道事業及び下水道事業は地方公営企業会計であり、発生主義を採用しているため官庁会計とは異なり、出納整理期間はありません。

結果として水道料金は3月調定分、下水道使用料は2月調定分、3月調定分は年度決算としては未収金となり、収納率は他の債権と比較すると低くなる傾向にあります。

## 6 各債権の状況

### 【債権管理総括表:全体】

単位:千円(百円以下四捨五入)／%

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損	未収額	収納率
元年度	現年度分	12,448,923	12,118,381	0	330,542	97.3
	滞納繰越分	641,371	318,557	100,051	222,763	49.7
	計	13,090,294	12,436,938	100,051	553,305	95.0
2年度	現年度分	12,590,644	12,272,047	55	318,543	97.5
	滞納繰越分	560,981	216,512	59,952	284,518	38.6
	計	13,151,625	12,488,559	60,007	603,061	95.0
3年度	現年度分	11,865,018	11,585,135	0	279,883	97.6
	滞納繰越分	607,207	306,076	43,492	257,639	50.4
	計	12,472,225	11,891,211	43,492	537,522	95.3
4年度	現年度分	12,602,955	12,312,697	51	290,204	97.7
	滞納繰越分	535,190	291,787	32,834	210,968	54.5
	計	13,138,145	12,604,484	32,885	501,172	96.0

【債権管理総括表：各年度の債権別】

令和4年度

単位：千円(百円以下四捨五入)／%

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損	未収額	収納率
市 税	現年度分	9,290,605	9,214,511	51	76,043	99.2
	滞納繰越分	218,039	71,096	13,297	133,646	32.6
	計	9,508,644	9,285,607	13,348	209,689	97.7
市営住宅 使用料	現年度分	29,110	28,640	0	470	98.4
	滞納繰越分	6,752	810	528	5,414	12.0
	計	35,862	29,450	528	5,884	82.1
保育料 保護者 負担金	現年度分	70,630	70,630	0	0	100.0
	滞納繰越分	68	0	0	68	0.0
	計	70,698	70,630	0	68	99.9
国民健康 保 険 税	現年度分	811,336	752,069	0	59,267	92.7
	滞納繰越分	141,257	68,851	12,959	59,447	48.7
	計	952,593	820,920	12,959	118,714	86.2
介 護 保 険 料	現年度分	678,820	672,827	0	5,993	99.1
	滞納繰越分	13,089	1,828	4,570	6,691	14.0
	計	691,909	674,655	4,570	12,684	97.5
後期高齢者 医療保険料	現年度分	464,298	461,287	0	3,011	99.4
	滞納繰越分	3,346	1,705	397	1,244	51.0
	計	467,644	462,992	397	4,255	99.0
下水道事業 受益者負担金	現年度分	41,677	39,813	0	1,864	95.5
	滞納繰越分	2,405	1,677	83	645	69.7
	計	44,082	41,490	83	2,509	94.1
水 道 料 金	現年度分	847,414	766,692	0	80,722	90.5
	滞納繰越分	84,354	81,587	538	2,229	96.7
	計	931,768	848,279	538	82,951	91.0
下水道 使用料	現年度分	369,064	306,337	0	62,727	83.0
	過年分繰越額	65,880	64,232	462	1,186	97.5
	計	434,944	370,569	462	63,913	85.2
合 計	現年度分	12,602,955	12,312,697	51	290,204	97.7
	滞納繰越分	535,190	291,787	32,834	210,968	54.5
	計	13,138,145	12,604,484	32,885	501,172	96.0

令和3年度

単位:千円(百円以下四捨五入)／%

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損	未収額	収納率
市 税	現年度分	8,544,876	8,479,347	0	65,529	99.2
	滞納繰越分	263,687	91,820	15,574	156,293	34.8
	計	8,808,563	8,571,167	15,574	221,822	97.3
市営住宅 使用料	現年度分	27,816	26,948	0	868	96.9
	滞納繰越分	9,602	489	3,229	5,884	5.1
	計	37,418	27,437	3,229	6,752	73.3
保育料 保護者 負担金	現年度分	69,478	69,478	0	0	100.0
	滞納繰越分	195	0	127	68	0
	計	69,673	69,478	127	68	99.7
国民健康 保 険 税	現年度分	828,068	769,556	0	58,512	92.9
	滞納繰越分	164,748	63,612	18,254	82,882	38.6
	計	992,816	833,168	18,254	141,394	83.9
介 護 保 険 料	現年度分	670,255	664,638	0	5,617	99.2
	滞納繰越分	14,135	2,151	4,901	7,083	15.2
	計	684,390	666,789	4,901	12,700	97.4
後期高齢者 医療保険料	現年度分	442,095	440,636	0	1,459	99.5
	滞納繰越分	3,276	1,720	332	1,224	52.5
	計	445,371	442,356	332	2,683	99.3
下水道事業 受益者負担金	現年度分	54,523	52,567	0	1,956	96.4
	滞納繰越分	2,366	1,764	152	450	74.6
	計	56,889	54,331	152	2,406	95.5
水 道 料 金	現年度分	856,622	774,947	0	81,675	90.5
	滞納繰越分	83,006	80,278	587	2,141	97.4
	計	939,041	855,225	587	83,816	91.1
下水道 使用料	現年度分	371,285	307,018	0	64,267	82.7
	過年分繰越額	66,192	64,242	336	1,614	97.1
	計	437,477	371,260	336	65,881	84.9
計	現年度分	11,865,018	11,585,135	0	279,883	97.6
	滞納繰越分	607,207	306,076	43,492	257,639	50.4
	計	12,472,225	11,891,211	43,492	537,522	95.3

令和2年度

単位:千円(百円以下四捨五入)／%

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損	未収額	収納率
市 税	現年度分	9,367,333	9,269,528	55	97,750	99.0
	滞納繰越分	274,128	85,484	24,965	163,679	31.2
	計	9,641,461	9,355,012	25,020	261,429	97.0
市営住宅 使用料	現年度分	27,215	26,539	0	676	97.5
	滞納繰越分	10,391	996	469	8,926	9.6
	計	37,606	27,535	469	9,602	73.2
保育料 保護者 負担金	現年度分	66,608	66,608	0	0	100.0
	滞納繰越分	195	0	0	195	0.0
	計	66,803	66,608	0	195	99.7
幼稚園 授業料	現年度分	0	0	0	0	0.0
	滞納繰越分	7	0	0	7	0.0
	計	7	0	0	7	0.0
国民健康 保 険 税	現年度分	850,137	784,916	0	65,221	92.3
	滞納繰越分	190,382	62,624	26,514	101,244	32.9
	計	1,040,519	847,540	26,514	166,465	81.5
介 護 保 険 料	現年度分	652,650	646,673	0	5,977	99.1
	滞納繰越分	15,514	863	7,025	7,626	5.6
	計	668,164	647,536	7,025	13,603	96.9
後期高齢者 医療保険料	現年度分	442,079	440,020	0	2,059	99.5
	滞納繰越分	2,234	804	604	826	36.0
	計	444,313	440,824	604	2,885	99.2
下水道事業 受益者負担金	現年度分	42,023	40,053	0	1,970	95.3
	滞納繰越分	2,446	1,895	155	396	77.5
	計	44,469	41,948	155	2,366	94.3
水 道 料 金	現年度分	767,655	687,338	0	80,317	89.5
	滞納繰越分	84,503	81,781	619	2,103	96.8
	計	852,158	769,119	619	82,420	90.3
下水道 使用料	現年度分	374,945	310,372	0	64,573	82.8
	過年分繰越額	65,685	63,846	220	1,619	97.2
	計	440,630	374,218	220	66,192	84.9
計	現年度分	12,590,644	12,272,047	55	318,543	97.5
	滞納繰越分	560,981	216,512	59,952	284,518	38.6
	計	13,151,625	12,488,559	60,007	603,061	95.0

令和元年度

単位:千円(百円以下四捨五入)／%

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損	未収額	収納率
市 税	現年度分	9,118,053	9,025,270	0	92,783	99.0
	滞納繰越分	216,762	81,555	48,225	86,982	37.6
	計	9,334,815	9,106,825	48,225	179,795	97.6
市営住宅 使用料	現年度分	28,623	28,272	0	351	98.8
	滞納繰越分	11,941	1,558	883	9,500	13.0
	計	40,564	29,830	883	9,851	73.5
保育料 保護者 負担金	現年度分	126,895	126,895	0	0	100.0
	滞納繰越分	408	19	194	195	4.7
	計	127,303	126,914	194	195	99.7
幼稚園 授業料	現年度分	16,352	16,352	0	0	100.0
	滞納繰越分	7	0	0	7	0.0
	計	16,359	16,352	0	7	100.0
国民健康 保 険 税	現年度分	869,943	788,741	0	81,202	90.7
	滞納繰越分	235,016	80,272	42,312	112,432	34.2
	計	1,104,959	869,013	42,312	193,634	78.6
介 護 保 険 料	現年度分	655,518	648,895	0	6,623	99.0
	滞納繰越分	16,387	686	7,145	8,556	4.2
	計	671,905	649,581	7,145	15,179	96.7
後期高齢者 医療保険料	現年度分	395,063	393,971	0	1,092	99.7
	滞納繰越分	3,437	1,998	483	956	58.1
	計	398,500	395,969	483	1,092	99.4
下水道事業 受益者負担金	現年度分	49,016	47,131	0	1,885	96.2
	滞納繰越分	2,614	1,827	226	561	69.9
	計	51,630	48,958	226	2,446	94.8
水 道 料 金	現年度分	827,621	745,169	0	82,452	90.0
	滞納繰越分	80,274	77,835	397	2,042	97.0
	計	907,895	823,004	397	84,494	90.6
下水道 使用料	現年度分	361,839	297,685	0	64,154	82.3
	過年分繰越額	74,525	72,807	186	1,532	97.7
	計	436,364	370,492	186	65,686	84.9
計	現年度分	12,448,923	12,118,381	0	330,542	97.3
	滞納繰越分	641,371	318,557	100,051	222,763	49.7
	計	13,090,294	12,436,938	100,051	553,305	95.0

## 7 第3期高浜市債権管理計画及び収納計画（令和元年度～令和5年度）の取組の成果と第4期高浜市債権管理計画（令和6年度～10年度）に向けての取組

### 【1】第3期高浜市債権管理計画及び収納計画（令和元年度～令和5年度）の取組の成果について

各債権について、別紙「債権管理の振り返りシート」を所管する各グループに提出を依頼しました。シートに記載すべき内容は、

- 1 令和元年度～令和4年度までの徴収実績
- 2 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）における総括
- 3 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）に取り組んできたこととし、各グループより回答を得ることで第3期債権管理計画及び収納計画の振り返りを行いました。

なお、第3期高浜市債権管理計画及び収納計画における債権管理総括表（全体及び各年度）を冒頭に掲載しました。

### 【2】第4期高浜市債権管理計画（令和6年度～令和10年度）に向けての取組

同様に、今後5年間の各債権における目標とする収納率を設定するために、別紙「今後の債権管理シート」を所管する各グループに提出を依頼しました。

シートに記載すべき内容は、

- 1 目標値実現に向けて取り組む方策
- 2 目標とする収納率
- 3 目標とする収納率を設定した考え方

とし、各グループより回答を得ました。このシートを基に各グループへのヒアリングを実施した上で、計画を策定しました。

債権名	市税
-----	----

所管G	税務グループ
-----	--------

### 債権管理の振り返りシート（令和元年度～令和5年度）

#### 1 令和元年度～令和4年度までの徴収実績

単位：千円（百円以下四捨五入）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収納率		
						実績値(A)	目標値(B)	差引(A)-(B)
令和元	現年度分	9,118,053	9,025,270	0	92,783	99.0%	99.0%	0.0%
	滞納繰越分	216,762	81,555	48,225	86,982	37.6%	38.0%	-0.4%
令和2	現年度分	9,367,333	9,269,528	55	97,750	99.0%	99.0%	0.0%
	滞納繰越分	274,128	85,484	24,965	163,679	31.2%	38.0%	-6.8%
令和3	現年度分	8,544,876	8,479,347	0	65,529	99.2%	99.0%	0.2%
	滞納繰越分	263,687	91,820	15,574	156,293	34.8%	32.2%	2.6%
令和4	現年度分	9,290,605	9,214,511	51	76,043	99.2%	99.0%	0.2%
	滞納繰越分	218,039	71,096	13,297	133,646	32.6%	33.2%	-0.6%

#### 2 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）における総括

（目標値として掲げた収納率と実績値の収納率との差についての分析など）

<ul style="list-style-type: none"> <li>●目標値を達成できた要因 新たな納付方法の拡充と、現年度滞納者への催告書等の発送によるものが要因と考えられる。</li> <li>●目標値を達成できなかった要因 滞納が長期化し徴収困難な案件や消費物価の上昇による経済状況の低迷で納付が困難な案件が増加したことが要因と考えられる。</li> </ul>
---

#### 3 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）に取り組んできたこと

<ul style="list-style-type: none"> <li>①徴収指導員の監修のもと、高浜市の滞納状況の傾向をまとめ、徴収業務の方向性を検討した。</li> <li>②徴収指導員による職員研修を実施した。</li> <li>③現年度滞納者等への複数回にわたる催告書等の発送を実施した。</li> <li>④納付の利便性を高めるため、新たな納付方法としてスマートフォン決済アプリ、クレジットカード払い等を導入した。</li> <li>⑤愛知県西三河地方税滞納整理機構解散後の徴収体制として、近隣市（安城市、西尾市）との三市協働徴収体制を確立し、愛知県をアドバイザーとして向かい入れ、研修や個別訪問等を実施した。</li> </ul>
--

## 今後の債権管理シート（令和6年度～令和10年度）

### 1 目標値実現に向けて取り組む方策

- ①徴収指導員の監修のもと、高浜市の滞納状況の傾向をまとめ、徴収業務の方向性を検討する。
- ②徴収指導員による職員研修を実施する。
- ③現年度滞納者等への複数回にわたる催告書等の発送を実施する。
- ④愛知県西三河地方税滞納整理機構解散後の徴収体制として確立した近隣市（安城市、西尾市）との三市協働徴収体制を活用し、愛知県をアドバイザーとして向かい入れ、研修や個別訪問等を実施する。

### 2 目標とする収納率

（単位：％）

年度区分	収 納 率（目 標 値）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現年度分	99.0%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%
滞納繰越分	34.2%	37.6%	37.7%	37.8%	37.9%	38.0%

### 3 目標値とする収納率を設定した考え方

第3期計画期間中における収納率（実績）の最高値をベースに、現年度分については維持し、滞納繰越分については年0.1％の収納率の向上を目標とする。

債権名

市営住宅使用料

所管G

都市計画グループ

## 債権管理の振り返りシート（令和元年度～令和5年度）

## 1 令和元年度～令和4年度までの徴収実績

単位：千円（百円以下四捨五入）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収納率		
						実績値(A)	目標値(B)	差引(A)-(B)
令和元	現年度分	28,623	28,272	0	351	98.8%	99.3%	-0.5%
	滞納繰越分	11,941	1,558	883	9,500	13.0%	22.4%	-9.4%
令和2	現年度分	27,215	26,539	0	676	97.5%	99.3%	-1.8%
	滞納繰越分	10,391	996	469	8,926	9.6%	24.2%	-14.6%
令和3	現年度分	27,816	26,948	0	868	96.9%	99.3%	-2.4%
	滞納繰越分	9,602	489	3,229	5,884	5.1%	25.7%	-20.6%
令和4	現年度分	29,110	28,640	0	470	98.4%	99.3%	-0.9%
	滞納繰越分	6,752	810	528	5,414	12.0%	47.5%	-35.5%

## 2 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）における総括

（目標値として掲げた収納率と実績値の収納率との差についての分析など）

- ①資力の乏しい滞納者の増加により収納率が低下した。  
 ②滞納者に、著しく資力の乏しい者が増加したことから、法的措置によっても解決が困難となった。

## 3 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）に取り組んできたこと

- ①現年度使用料の毎月分に滞納が生じた場合、翌月に、使用料の納付を督促した。  
 ②繰り越した使用料の滞納分について、翌年度以降、使用料を納付するよう年1～2回催告した。  
 ③資力のある滞納者については、法的措置により取り立てした  
 R1支払督促申立1件（滞納額377,300円＋手続費用・遅延損害金）  
 ・取立額：0円（資力なしのため）  
 ・R1～R5.12自主納付額：260,000円（自主納付継続中）  
 ④回収が困難な債権について、法令に基づき放棄した。  
 ⑤資力の乏しい滞納者について、分割納付による自主的な納付を指導した。

## 今後の債権管理シート（令和6年度～令和10年度）

### 1 目標値実現に向けて取り組む方策

- ① 滞納者で資力の乏しい者に対しては、連帯保証人への指導依頼・納付請求等により更なる滞納の増加を抑止するとともに、分割納付による自主納付を指導する。
- ② 度重なる納付指導に応じず、かつ資力の乏しい滞納者について、生活困窮者自立支援相談窓口など、福祉部局との連携のもと今後の対応を検討する。
- ③ 資力のある滞納者に対しては、法的措置により、支払い及び住宅明渡を請求する。
- ④ 法的措置により取得した債権について、差し押さえできる財産のない場合は、分割納付による自主納付を指導するとともに、なお回収が困難な事情のある場合は、債権放棄を検討する。
- ⑤ 資力の乏しい滞納者に対し、福祉部局における支援制度等について情報提供を行う。

### 2 目標とする収納率

（単位：％）

年度区分	収 納 率（目 標 値）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現年度分	98.0%	98.1%	98.2%	98.3%	98.4%	98.5%
滞納繰越分	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

### 3 目標値とする収納率を設定した考え方

- ・現年度は、前計画期間中と同様な収納率が見込まれるため、98.0%をベースに方策の取り組みにより毎年0.1%ずつ向上させる。
- ・滞納繰越分は、資力の乏しい滞納者が大部分を占め大幅な収納率が見込めないことから、前計画期間の目標値より下方修正した。

債権名

保育料保護者負担金

所管G

こども育成G

## 債権管理の振り返りシート（令和元年度～令和5年度）

## 1 令和元年度～令和4年度までの徴収実績

単位：千円（百円以下四捨五入）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収納率		
						実績値(A)	目標値(B)	差引(A)-(B)
令和元	現年度分	126,895	126,895	0	0	100.0%	99.9%	0.1%
	滞納繰越分	408	19	194	195	4.7%	40.0%	-35.3%
令和2	現年度分	66,608	66,608	0	0	100.0%	99.9%	0.1%
	滞納繰越分	195	0	0	195	0.0%	40.0%	-40.0%
令和3	現年度分	69,478	69,478	0	0	100.0%	99.9%	0.1%
	滞納繰越分	195	0	127	68	0.0%	40.0%	-40.0%
令和4	現年度分	70,630	70,630	0	0	100.0%	99.9%	0.1%
	滞納繰越分	68	0	0	68	0.0%	40.0%	-40.0%

## 2 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）における総括

（目標値として掲げた収納率と実績値の収納率との差についての分析など）

## ○現年度分について

各園の状況を毎月確認し、滞納している保護者に早期に対応したことにより、全額負担金を徴収することができた。

## ○過年度分について

市外（国外）転出等により、納付の折衝の機会を失うので徴収困難である。

## 3 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）に取り組んできたこと

①納付状況を毎月管理し、未納となっている児童の世帯状況を把握するとともに、児童手当等支給月前に未納者に納付するよう促した。

②既に卒園した園児の保護者（滞納者）には催告書を送付し、年度内の納入を促した。

## 今後の債権管理シート（令和6年度～令和10年度）

### 1 目標値実現に向けて取り組む方策

- ①在園児については園を通じ納付状況を毎月管理して、未納となっている児童の世帯状況を把握するとともに、児童手当支給月前に職員が未納者と面接し、納付するよう促す。
- ②既に卒園した園児の保護者（滞納者）には催告書を毎年1度以上送付し、現年度内の納入を促す。

### 2 目標とする収納率

（単位：％）

年度区分	収 納 率（目 標 値）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現年度分	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
滞納繰越分	30.0%	—	—	—	—	—

### 3 目標値とする収納率を設定した考え方

- ・令和元年10月からの保育料無償化（3歳児以上児）に伴い、納入義務者数が減少。現年度分収納率はいずれの年度も100%であるため今後も維持する。
- ・R5年度滞納繰越分は、R5年度末で不納欠損となるため、これまでの回収率0.4%上回る1/3の回収を目標とした。

債権名

国民健康保険税

所管G

市民窓口グループ

## 債権管理の振り返りシート（令和元年度～令和5年度）

## 1 令和元年度～令和4年度までの徴収実績

単位：千円（百円以下四捨五入）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収納率		
						実績値(A)	目標値(B)	差引(A)-(B)
令和元	現年度分	869,943	788,741	0	81,202	90.7%	91.8%	-1.1%
	滞納繰越分	235,016	80,272	42,312	112,432	34.2%	31.0%	3.2%
令和2	現年度分	850,137	784,916	0	65,221	92.3%	92.0%	0.3%
	滞納繰越分	190,382	62,624	26,514	101,244	32.9%	31.0%	1.9%
令和3	現年度分	828,068	769,556	0	58,512	92.9%	92.5%	0.4%
	滞納繰越分	164,748	63,612	18,254	82,882	38.6%	31.0%	7.6%
令和4	現年度分	811,336	752,069	0	59,267	92.7%	93.0%	-0.3%
	滞納繰越分	141,257	68,851	12,959	59,447	48.7%	31.0%	17.7%

## 2 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）における総括

（目標値として掲げた収納率と実績値の収納率との差についての分析など）

目標値を達成した要因として市民窓口グループ国保担当においては、

- ①短期被保険者証の更新時に納付相談をしていただくように依頼した。
- ②窓口にお越しになられた新規加入者の方へ口座振替の推奨を図った。

税務グループ収納担当においては、「市税」の記載欄を参照。

## 3 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）に取り組んできたこと

- ①短期保険証更新時や各種届出に来庁の際、滞納状況課税状況を確認し軽減対象者の所得申告を受付した。
- ②県主催の国民健康保険税収納率向上研修会等に積極的に参加して、職員のスキル向上を図った。
- ③短期保険証の更新時に税務グループにて納付相談をしていただくように依頼した。
- ④新規加入者については加入時に口座振替の推奨を図り、既加入者については納税通知書発送の際に口座振替推奨のチラシを同封し、口座振替率の向上に努めた。

## 今後の債権管理シート（令和6年度～令和10年度）

### 1 目標値実現に向けて取り組む方策

- ①令和6年度より共通納税システムによる納税を可能とし、あらゆる納税方法に対応する。
- ②昨年度の所得が未申告の方は所得額に応じた軽減を受けることが出来ないため、未申告の方が各種手続きのため窓口にお越しになられた際は所得の申告を勧奨する。また、本人の状況を確認し、軽減の対象となる可能性がある方については所得申告をしていただくよう通知を送付する。
- ③産前産後期間保険税免除対象者や非自発的失業に伴う軽減の対象者が窓口にお越しになられた際は制度のご説明をし、申請を勧奨する。
- ④県主催の国民健康保険税収納率向上研修会等に積極的に参加して、職員の収納対策知識の向上を図る。
- ⑤新規加入者に対しては、口座振替を原則とし、また現在加入中の方に対しては、広報紙への推奨記事の掲載や納付書送付時にPRチラシを同封し、口座振替の推進を図る。

### 2 目標とする収納率

（単位：％）

年度区分	収 納 率 （目 標 値）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現年度分	92.9%	93.5%	94.0%	94.5%	95.0%	95.5%
滞納繰越分	37.6%	38.0%	38.5%	39.0%	39.5%	40.0%

### 3 目標値とする収納率を設定した考え方

- ・第3期計画期間中における収納率（実績）の最高値をベースに令和5年度の目標値を設定した。
- ・令和6年度以降は、愛知県国民健康保険運営方針に定める収納率を達成するべく、着実に収納率の向上に向けた方策を取り組み、収納率の向上を図る。

債権名

介護保険料

所管G

介護障がいグループ

## 債権管理の振り返りシート（令和元年度～令和5年度）

## 1 令和元年度～令和4年度までの徴収実績

単位：千円（百円以下四捨五入）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収納率		
						実績値(A)	目標値(B)	差引(A)-(B)
令和元	現年度分	655,518	648,895	0	6,623	99.0%	98.7%	0.3%
	滞納繰越分	16,387	686	7,145	8,556	4.2%	10.0%	-5.8%
令和2	現年度分	652,650	646,673	0	5,977	99.1%	98.8%	0.3%
	滞納繰越分	15,514	863	7,025	7,626	5.6%	11.0%	-5.4%
令和3	現年度分	670,255	664,638	0	5,617	99.2%	98.8%	0.4%
	滞納繰越分	14,135	2,151	4,901	7,083	15.2%	12.0%	3.2%
令和4	現年度分	678,820	672,827	0	5,993	99.1%	98.9%	0.2%
	滞納繰越分	13,089	1,828	4,570	6,691	14.0%	13.0%	1.0%

## 2 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）における総括

（目標値として掲げた収納率と実績値の収納率との差についての分析など）

## ◎目標値を達成した要因

- ①新たな納付方法として、令和3年度よりスマートフォン決済アプリや納付書のコンビニ納付を導入した。
- ②滞納者に対して催告書の送付、戸別訪問や電話催告を実施した。

## 【課題】

目標値は達成しているが、県内の自治体と比較すると収納率は依然として低い水準にある。滞納者や現年度普通徴収対象者への有効なアプローチを検討しつつ、引き続き現行の取り組みは継続していく。

## 3 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）に取り組んできたこと

- ①口座振替の勧奨－65歳到達時に被保険者証を送付する際、口振依頼書を同封した。
- ②滞納の早期解消－電話や文書による催促を実施し、保険料納付方法の理解を促進した。
- ③滞納者への対応－臨戸による滞納整理を実施した。
- ④要介護認定申請者のうち、保険料未納者に対し納付誓約書の提出を求めた。また、給付制限の対象者へは、給付制限の制度を説明し完納に導いた。

## 今後の債権管理シート（令和6年度～令和10年度）

### 1 目標値実現に向けて取り組む方策

- ①口座振替の勧奨－65歳到達時に被保険者証を送付する際、口座振替依頼書を同封する。
- ②滞納の早期解消－文書による催促を実施する（催告書の送付）。
- ③滞納者への対応－65歳到達や所得更正により生じた保険料未納分を中心とした電話催告や臨戸による滞納整理を実施する。
- ④介護認定申請時の納付指導－要介護認定申請者のうち保険料未納者に対し納付誓約書の提出を求める。
- ⑤高額介護サービス費支給対象者のうち保険料未納者については、支給すべき額を未納保険料に充当する。
- ⑥財産調査の実施。差押可能な財産がある者については、財産差押を執行する。
- ⑦保険給付の償還払、保険給付支払の一時差止、保険給付の減額等保険給付の制限等を実施する。

### 2 目標とする収納率

（単位：％）

年度区分	収 納 率（目 標 値）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現年度分	99.2%	99.2%	99.2%	99.3%	99.3%	99.3%
滞納繰越分	15.0%	15.1%	15.2%	15.3%	15.4%	15.5%

### 3 目標値とする収納率を設定した考え方

第3期計画期間中における収納率（実績）の最高値をベースに、現年度分については上半期は維持し、下半期は年0.1%の収納率の向上を目標とする。

また、滞納繰越分については、過去の計画期間における収納率を鑑み、15.0%をベースに毎年0.1%の収納率の向上を目標とする。

債権名

後期高齢者医療保険料

所管G

市民窓口グループ

## 債権管理の振り返りシート（令和元年度～令和5年度）

## 1 令和元年度～令和4年度までの徴収実績

単位：千円（百円以下四捨五入）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収納率		
						実績値(A)	目標値(B)	差引(A)-(B)
令和元	現年度分	395,063	393,971	0	1,092	99.7%	99.8%	-0.1%
	滞納繰越分	3,437	1,998	483	956	58.1%	60.5%	-2.4%
令和2	現年度分	442,079	440,020	0	2,059	99.5%	99.8%	-0.3%
	滞納繰越分	2,234	804	604	826	36.0%	60.5%	-24.5%
令和3	現年度分	442,095	440,636	0	1,459	99.7%	99.9%	-0.2%
	滞納繰越分	3,276	1,720	332	1,224	52.5%	60.6%	-8.1%
令和4	現年度分	464,298	461,287	0	3,011	99.4%	99.9%	-0.5%
	滞納繰越分	3,346	1,705	397	1,244	51.0%	60.6%	-9.6%

## 2 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）における総括

（目標値として掲げた収納率と実績値の収納率との差についての分析など）

- ①新たな納付方法として、令和3年度よりスマートフォン決済アプリや納付書のコンビニ納付を導入した。
- ②新型コロナウイルスの影響により、臨戸訪問が困難であった。
- ③資格取得前から他税等に滞納があり、資産を売却して納付に充てる以外の方法のない高額滞納者が収納率を下げる原因となっている。
- ④人事異動により、年度前半に十分な取り組みができないことも多く、早期に滞納解消を図れなかったことも、収納率低迷の原因と考える。
- ⑤滞納繰越分に関しては、保険証更新時に窓口交付とし、納付相談を行うことで納付につながった。

## 3 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）に取り組んできたこと

- ①滞納者に対しては被保険者証更新時の窓口交付を徹底し、納付相談の機会を増やして収納率向上に努めた。また、滞納が長期に渡っているものは短期証を発行し、こまめに納付相談に来庁するよう促した。
- ②新規資格者へ被保険者証を送る際に口座振替依頼書を同封し、納め忘れによる滞納を未然に防ぐよう口座振替を推進した。
- ③年齢到達により国民健康保険から後期高齢者医療に移行する国保加入者へ、国保加入中に後期高齢者医療保険料についても口座振替の同意を得られるよう勧奨し、滞納を未然に防ぐよう務めた。
- ④滞納者へ電話や手紙等で催促を行い、保険料の納付について理解促進に努めた。

## 今後の債権管理シート（令和6年度～令和10年度）

### 1 目標値実現に向けて取り組む方策

#### ①被保険者証の窓口交付の徹底と短期証の活用

納付相談の機会を増やし早期の滞納解消に努める。令和7年度以降は被保険者証の廃止が検討されているが、資格確認書が交付される者については引き続き同様の対応を行う。

#### ②口座振替の勧奨

新規の資格取得通知や毎年の保険料決定通知に口座振替依頼書を同封し、納め忘れによる滞納を防止する。

#### ③手紙や電話による催促の実施

年齢到達による新規加入者を中心に制度や納付方法について理解いただけるよう努める。

### 2 目標とする収納率

（単位：％）

年度区分	収 納 率（目 標 値）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現年度分	99.9%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%
滞納繰越分	60.6%	58.1%	58.2%	58.3%	58.4%	58.5%

### 3 目標値とする収納率を設定した考え方

令和4年度の納付率は、現年度分は県99.65%に対し高浜市99.33%、滞納繰越分は県44.79%に対し高浜市50.95%である。現年度分については県水準まで引き上げることが目標とし、滞納繰越分については過去5年間で最も高かった令和元年度実績の58.0%を基準に、年0.1%の収納率の向上を目標とする。

債権名

下水道事業受益者負担金

所管G

上下水道グループ

## 債権管理の振り返りシート（令和元年度～令和5年度）

## 1 令和元年度～令和4年度までの徴収実績

単位：千円（百円以下四捨五入）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収納率		
						実績値(A)	目標値(B)	差引(A)-(B)
令和元	現年度分	49,016	47,131	0	1,885	96.2%	96.2%	0.0%
	滞納繰越分	2,614	1,827	226	561	69.9%	50.0%	19.9%
令和2	現年度分	42,023	40,053	0	1,970	95.3%	96.2%	-0.9%
	滞納繰越分	2,446	1,895	155	396	77.5%	50.0%	27.5%
令和3	現年度分	54,523	52,567	0	1,956	96.4%	96.2%	0.2%
	滞納繰越分	2,366	1,764	152	450	74.6%	50.0%	24.6%
令和4	現年度分	41,677	39,813	0	1,864	95.5%	96.2%	-0.7%
	滞納繰越分	2,405	1,677	83	645	69.7%	50.0%	19.7%

## 2 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）における総括

（目標値として掲げた収納率と実績値の収納率との差についての分析など）

## ●達成できた理由

現年度分については、督促状による納付がない事案を直ちに臨戸するなど初動体制の強化によるもの、税務グループをはじめ関係機関と情報の共有を図って滞納者の現状を把握したうえでの働きかけによるもの。過年度未収分については、1期が110万円超の事業所が納期末日に期別納付しているため、出納整理期間のない企業会計では一旦過年度未収となるものの数日後には公金となっていることから達成率が高くなっている。その事業所の期別納付額を除くと、達成率の平均は50%である。

## ●達成できなかった理由

受益者が遠方の地権者だったり、又は元地権者が転出した後居住地を変更するなど、直接働きかけることが困難な事案が出てきたため。

## 3 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）に取り組んできたこと

- ①督促状による納付がない事案に対しては直ちに臨戸するなど初動体制を強化した。
- ②税務グループや関係機関と情報の共有化を図って滞納者の現状を把握して的確な働きかけを行うよう務めた。
- ③長期にわたる滞納者に対しては接触の機会を増やして事業の趣旨や負担金の意義への理解を促すよう努めた。
- ④広報やホームページを通じて制度の趣旨説明や納期限の周知、納付意識の高揚を図った。

## 今後の債権管理シート（令和6年度～令和10年度）

### 1 目標値実現に向けて取り組む方策

- ① 5年に渡る納期の内、初年度の初回の滞納者へ速やかに働きかけ、短いスパンで何度も接触するなど初動対応を強化する。
- ② 税務グループ収納担当との連絡を密にし、滞納者の現状把握と的確な働きかけを強化する。
- ③ 税務グループ収納担当との連携を密にし、ノウハウを学ぶとともに滞納処分の準備を進める。

### 2 目標とする収納率

（単位：％）

年度区分	収 納 率（目 標 値）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現年度分	96.2%	96.2%	96.2%	96.2%	96.2%	96.2%
滞納繰越分	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

### 3 目標値とする収納率を設定した考え方

下水道事業は地方公営企業会計として発生主義を採用しているため、官庁会計とは異なって出納整理期間がなく、4月以降公金となったものに加え5月までに入金されたものも全額未収金となる。

現年度分はこれまでの目標値を堅持し、過年度未収金については第3期計画期間中における実質の収納率（実績）の平均値（50％）を目標とする。

債権名

水道料金

所管G

上下水道グループ

## 債権管理の振り返りシート（令和元年度～令和5年度）

## 1 令和元年度～令和4年度までの徴収実績

単位：千円（百円以下四捨五入）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収納率		
						実績値(A)	目標値(B)	差引(A)-(B)
令和元	現年度分	827,621	745,169	0	82,452	90.0%	91.5%	-1.5%
	滞納繰越分	80,274	77,835	397	2,042	97.0%	98.0%	-1.0%
令和2	現年度分	767,655	687,338	0	80,317	89.5%	91.5%	-2.0%
	滞納繰越分	84,503	81,781	619	2,103	96.8%	98.0%	-1.2%
令和3	現年度分	856,622	774,947	0	81,675	90.5%	91.5%	-1.0%
	滞納繰越分	83,006	80,278	587	2,141	96.7%	98.0%	-1.3%
令和4	現年度分	847,414	766,692	0	80,722	90.5%	91.5%	-1.0%
	滞納繰越分	84,354	81,587	538	2,229	96.7%	98.0%	-1.3%

## 2 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）における総括

（目標値として掲げた収納率と実績値の収納率との差についての分析など）

## ●目標値を達成できなかった理由

滞納が長期化し、コロナ禍や物価上昇等の事由で経済状況が悪化し、納付が困難になったため。

## 3 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）に取り組んできたこと

- ①電話や窓口により口座振替を推進した。
- ②大口滞納者に対する交渉を実施した。
- ③退去済みの滞納者に対し調査し、未納分納付書を郵送した。
- ④コロナ関係の滞納者や大口滞納者に対する交渉を実施した。
- ⑤給水停止対象にならない滞納者に対し、滞納整理を実施した。
- ⑥悪質な滞納者に対し、給水停止を実施した。

## 今後の債権管理シート（令和6年度～令和10年度）

### 1 目標値実現に向けて取り組む方策

- ①口座振替の推進をする。
- ②支払方法の選択を増やし、利便性を向上させる。
- ③給水停止時に滞納額を全額支払うように交渉する。
- ④滞納整理のための研修を受講する。
- ⑤大口滞納者や分納者を個別訪問し、滞納額の減少を図る。
- ⑥悪質な滞納者に対し、給水停止を実施する。

### 2 目標とする収納率

（単位：％）

年度区分	収 納 率（目 標 値）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現年度分	91.5%	91.5%	91.5%	91.5%	91.5%	91.5%
滞納繰越分	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%

### 3 目標値とする収納率を設定した考え方

水道事業は地方公営企業会計として、発生主義を採用しているため官庁会計とは異なり、出納整理期間がありません。このため、3月分調定分が未収金となり、収納率は他債権と比較して低くなる状況にあります。以上の理由と過去の実績を考慮して、目標値を現年度分を91.5%、滞納繰越分を98.0%と設定します。

債権名

下水道使用料

所管G

上下水道グループ

## 債権管理の振り返りシート（令和元年度～令和5年度）

## 1 令和元年度～令和4年度までの徴収実績

単位：千円（百円以下四捨五入）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収納率		
						実績値(A)	目標値(B)	差引(A)-(B)
令和元	現年度分	361,839	297,685	0	64,154	82.3%	83.0%	-0.7%
	滞納繰越分	74,525	72,807	186	1,532	97.7%	98.0%	-0.3%
令和2	現年度分	374,945	310,372	0	64,573	82.8%	83.0%	-0.2%
	滞納繰越分	65,685	63,846	220	1,619	97.2%	98.0%	-0.8%
令和3	現年度分	371,285	307,018	0	64,267	82.7%	83.0%	-0.3%
	滞納繰越分	66,192	64,242	336	1,614	97.1%	98.0%	-0.9%
令和4	現年度分	369,064	306,337	0	62,727	83.0%	83.0%	0.0%
	滞納繰越分	65,880	64,232	462	1,186	97.5%	98.0%	-0.5%

## 2 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）における総括

（目標値として掲げた収納率と実績値の収納率との差についての分析など）

- ・ 目標値を達成できた理由  
口座振替の推進、滞納者や分納者に対して交渉し、未納額を縮小したため。
- ・ 目標値を達成できなかった理由  
滞納が長期化し、コロナ禍や物価上昇等の事由で経済状況が悪化し、納付が困難になったため。

## 3 第3期計画期間（令和元年度～令和5年度）に取り組んできたこと

- ①電話や窓口により口座振替を推進した。
- ②大口滞納者に対する交渉を実施した。
- ③退去済みの滞納者に対し調査し、未納分納付書を郵送した。
- ④コロナ関係の滞納者や大口滞納者に対する交渉を実施した。
- ⑤給水停止対象にならない滞納者に対し、滞納整理を実施した。

## 今後の債権管理シート（令和6年度～令和10年度）

### 1 目標値実現に向けて取り組む方策

- ①口座振替の推進をする
- ②支払方法の選択を増やし、利便性を向上させる
- ③給水停止時に滞納額を全額支払うように交渉する
- ④滞納整理のための研修を受講する
- ⑤大口滞納者や分納者を個別訪問し、滞納額の減少を図る

### 2 目標とする収納率

（単位：％）

年度区分	収 納 率（目 標 値）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現年度分	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%
滞納繰越分	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%

### 3 目標値とする収納率を設定した考え方

下水道事業は地方公営企業会計として発生主義を採用しているため、官庁会計とは異なって出納整理期間がありません。そのため、下水道使用料は2月調定分及び3月調定分が全額未収金となり、収納率は他の債権と比較して低くなる状況となっています。

以上の理由と過去の実績を考慮して、目標値を現年度分を83.0%、滞納繰越分を98.0%と設定します。

## 8 おわりに

市民負担の公平性と健全財政を維持していくためには、市の債権管理の適正化及び徴収体制の充実を図っていくことが、地方公共団体において必要不可欠な取組です。

債権を適正に管理し、効果・効率的に回収することは、公金の収納額及び収入率を向上させ、公平性及び財源の確保に繋がるものと考えられます。

一方、債権回収に向けての努力を怠ったことにより、時効が到来し、安易に納税義務や納付義務を消滅させることがないよう、債権を所管しているグループ全体の課題として常に的確に取り組む必要があります。

第7次高浜市総合管理計画においては、総合計画に掲げる政策・施策の推進にあたり、各個別目標の実現に向け、横断的に寄与する経営的な施策として取り組むよう、「(2) 持続可能な財政基盤の構築～I 健全かつ計画的な財政経営を行います」とされており、債権管理計画は、関連する個別計画として位置づけられています。

今後においても引き続き、各債権を所管しているグループでは、自律的かつ持続的な債権管理を推進するとともに、「今後の債権管理シート」で設定した収納率を達成するよう、収入未済額（未収債権）の圧縮を全庁的に取り組んでまいります。